

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(R8.4更新)

倉敷市

# 支援メニュー・対応窓口

## 倉敷市

### 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。弁護 士による一般法律相談も実施しています。	生活安全課 TEL 086-426-3111
---	---------------------------

### 2 国民健康保険・後期高齢者医療制度

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	国民健康保険課給付係 TEL 086-426-3282  ※後期高齢者医療制度 医療給付課 TEL 086-426-3395
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	国民健康保険課給付係 TEL 086-426-3282  ※後期高齢者医療制度 医療給付課 TEL 086-426-3395
(3) 保険料の減免	保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。	国民健康保険課賦課係 TEL 086-426-3282  ※後期高齢者医療制度 医療給付課 TEL 086-426-3395

### 3 国民年金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入者などが亡くなった場合、その方に生計を維持されていた子のある配偶者または子に、子が18歳に到達する年度末まで（1級または2級の障害状態にある場合は20歳になるまで）支給されます。※納付要件あり	市民課国民年金係 TEL 086-426-3291
(2) 障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前や60歳以上65歳未満のときに病気やケガによって一定の障害が残った方に支給されます。 ※納付要件あり	市民課国民年金係 TEL 086-426-3291

(3) 国民年金保険料の 免除・納付猶予	国民年金保険料の納付が困難な場合、 申請をして認められると、保険料の全 額または一部の免除、納付の猶予が受 けられます。	市民課国民年金係 T E L 086-426-3291
-------------------------	---	--------------------------------

## 4 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 市・県民税の減免	市・県民税の納付が困難となった場 合などに、減免の相談に応じます。	市民税課 T E L 086-426-3181
(2) 固定資産税の減免	固定資産税の納付が困難となった場 合などに、減免の相談に応じます。	資産税課 T E L 086-426-3191
(3) 市税の納付相談	市税の納付が困難となった場合など に、納付相談に応じます。	納税課 T E L 086-426-3205

## 5 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DV、ストーカー行為等、児童虐 待及びこれらに準ずる行為の被 害者の方は、申出によって、住民 票の写し等の交付等を制限でき ます。	市民課窓口係 T E L 086-426-3265
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、従前の住居に居 住し続けることが困難となった 場合に、市営住宅への入居に関す る相談に応じます。 ・ 当選率の優遇措置 ・ 一時入居	住宅課 T E L 086-426-3531
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関する ことなどの相談に応じ、解決に向 けた提案や、解決までのお手伝い をします。	倉敷市生活自立相談支 援センター T E L 086-427-1288
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法 に基づき、その困窮の程度に応じ 必要な保護を行い、その最低限度 の生活を保障するとともに、世帯 の自立を助長します。	生活福祉課 T E L 086-426-3325
(5) 上下水道料金の納付相談	上下水道料金の納付が困難とな った場合などに、分割納付などの 相談に応じます。	水道料金窓口 T E L 086-426-3661

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) 消費生活に関する相談	消費生活、悪質商法、多重債務に関するトラブルについて、消費生活相談員が相談に応じます。	消費生活センター T E L 086-426-3115

## 6 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 妊娠・子育ての相談	妊娠・出産から子育て期の育児相談やサービス利用に関する相談に応じます。	妊婦・子育て相談ステーション「すくすく」 T E L 086-424-0606
(2) 子育ての悩み相談	子育てや児童虐待に関する相談に応じます。	こども家庭センター T E L 086-426-3330
(3) 母子・父子自立支援員への相談 【ひとり親家庭等の支援】	生活の問題や子育ての悩みなど、ひとり親家庭の方の生活の困りごとに関する相談に応じます。	子育て支援課母子父子家庭相談 T E L 086-426-3358
(4) 児童扶養手当 【ひとり親家庭等の支援】	父又は母と生計を同じくしていない児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て支援課 T E L 086-426-3314
(5) ひとり親家庭等医療費の給付 【ひとり親家庭等の支援】	医療機関・薬局等の窓口健康保険証等とひとり親家庭等医療費受給資格証を提示することで、総医療費の1割（一部負担金）で医療を受けることができます。（所得制限有り）	医療給付課 T E L 086-426-3395
(6) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 【ひとり親家庭等の支援】	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	子育て支援課母子父子家庭相談 T E L 086-426-3358
(7) 就業の支援 【ひとり親家庭等の支援】	ひとり親家庭の方の、自立のための就業支援を総合的に実施します。 （母子・父子自立支援プログラム策定、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）	子育て支援課母子父子家庭相談 T E L 086-426-3358
(8) 母子生活支援施設への入所 【ひとり親家庭等の支援】	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所により自立に向けた生活を支援します。	こども家庭センター T E L 086-426-3330

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(9)ひとり親家庭等日常生活支援	疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や生活環境激変により日常生活に支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子育て支援課 TEL 086-426-3314
(10)一時保育	ご家庭の緊急事情等で、家庭保育が困難になった場合など、一時的にお子さんをお預かりします。	保育・幼稚園課 TEL 086-426-3311
(11)ショートステイ	様々な事情によりお子さんの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等に宿泊し、生活援助を受けることができます。	こども家庭センター TEL 086-426-3330
(12)派遣型一時保育	保護者の傷病等により、緊急かつ一時的に保育が必要な児童の自宅に保育士等を派遣します。	保育・幼稚園課 TEL 086-426-3311
(13)ファミリー・サポート・センター	児童の預かり等の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、援助を受けたい会員からの申込みに応じて、援助を行ってくれる会員を紹介します。	倉敷ファミリー・サポート・センター TEL 086-435-5678
(14)助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、施設への入所により助産を受けていただきます。	こども家庭センター TEL 086-426-3330
(15)遺児教育年金や遺児激励金の給付	父又は母と死別した児童の養育者に支給します。	子育て支援課 TEL 086-426-3314

## 7 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1)教育相談	不登校やいじめ等、教育上の様々な課題の相談に応じます。	指導課 TEL 086-426-0300 倉敷教育センター TEL 086-454-0400
(2)就学援助	経済的理由により小・中・義務教育学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費などの費用を援助します。	学事課 TEL 086-426-3825

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 入学・転校、奨学金	市立小・中・義務教育学校への入学・転校に関する相談に応じます。また、高校や大学などの奨学金（貸付・給付）の申し込みを受け付けています。 ※募集期間あり	学事課 T E L 086-426-3825
(4) 青少年の相談	思春期の悩みやいじめ、不登校などの相談に応じます。（電話と来所、メールにより）	青少年育成センター T E L 086-426-3861

## 8 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。養護者の支援に関する相談にも応じます。 （身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス）	障がい福祉課 T E L 086-426-3305
(2) 特別障害者手当 （20歳以上） 障害児福祉手当 （20歳未満）	精神または身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。	障がい福祉課 T E L 086-426-3305
(3) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	子育て支援課 T E L 086-426-3314
(4) 障がい者虐待	障がい者に対する虐待の相談に応じます。 ①養護者による障がい者虐待	福祉援護課 T E L 086-426-3321 倉敷地域基幹相談支援センター T E L 086-486-3500 倉敷地域生活支援センター T E L 086-464-4310 倉敷西部地域生活支援センター T E L 086-441-3402 児島障がい者支援センター T E L 086-472-3855 玉島障がい者支援センター T E L 086-525-7867 水島障がい者支援センター T E L 086-440-3334 真備地域生活支援センター T E L 086-441-7800

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
	②施設従事者による障がい者虐待 ③勤務先等の使用者による障がい者虐待	障がい福祉課事業所指導室 TEL 086-426-3287 障がい福祉課 TEL 086-426-3305

## 9 高齢者

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高齢者の総合相談・支援	介護・福祉・医療などに関するさまざまな相談をお受けし、支援を行います。	地域包括ケア推進室 TEL 086-426-3417
(2) 高齢者虐待	高齢者虐待を見つけた人や被害を受けている人からの相談を、各地区の相談窓口で受け付けます。	福祉援護課 TEL 086-426-3321 児島保健福祉センター福祉課 TEL 086-473-1119 玉島保健福祉センター福祉課 TEL 086-522-8118 水島保健福祉センター福祉課 TEL 086-446-1114 真備支所真備保健福祉課 TEL 086-698-5113
(3) 生活支援ショートステイ	虐待等で、家庭内で生活が困難になり一時的に養護する必要がある高齢者を、短期間、養護老人ホームで保護します。	福祉援護課 TEL 086-426-3321
(4) 給食サービス	食事の調理等が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等に、食事を居宅まで配食し、安否確認を行います。	健康長寿課 TEL 086-426-3315
(5) 介護保険料、介護保険サービス利用料の減免	介護保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	介護保険課 TEL 086-426-3343

## 10 交通事故

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
交通事故の相談	損害賠償請求、示談の進め方など、交通事故に関する相談に応じます。内容によって、弁護士相談も受けられます。	生活安全課 交通事故相談所 TEL 086-426-3110

## 11 その他

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	保健所保健課精神保健係 TEL 086-434-9823
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。弁護士による法律相談や心理カウンセリングも実施しています。	男女共同参画推進センター TEL 086-435-5670
(3) 医療に関する苦情や相談	市内の医療機関で受けた治療に関し、苦情や相談に応じます。 ※診療行為の是非や過失等の判断はできません。	保健所保健課保健医療係 (医療安全相談窓口) TEL 086-434-9812
(4) 外国人相談	英語・中国語・ベトナム語など16言語に対応しています。	外国人相談窓口 TEL 086-426-3014

窓口・電話の受付日時が窓口によって違う場合があります。詳細はホームページをご覧ください。  
ただくか担当窓口にお尋ねください。

一部の制度・サービスには、要件があります。

お住まいの地区によっては、支所等の窓口をご案内する場合があります。